

静岡市古紙等資源回収活動奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、廃棄物の再利用を促進し、その減量化を図るため、古紙等資源の回収活動を行う団体に対し、予算の範囲内において古紙等資源回収活動奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付について必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「古紙等資源」とは、資源として再利用できる地域の古紙等の廃棄物であって、家庭から排出されるものをいう。

(交付対象団体)

第3条 奨励金の交付対象となる団体は、古紙等資源の回収活動を行う次に掲げる営利を目的としない団体で、第6条に規定する市長の登録を受けたものとする。

(1) 市内の町内会、自治会、子供会、PTA、婦人会等の主として地域住民により構成される団体

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が認定する団体

(交付対象古紙等資源)

第4条 奨励金の交付対象となる古紙等資源は、市内において排出されたもののうち次に掲げるものとする。

(1) 古紙類

(2) 繊維類

(3) その他の資源として再利用できるもの（びん類及び金属類を除く。）

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、回収した古紙等資源の重量1キログラムにつき4円として算定した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、各団体に対して交付する奨励金の額は、1年度につき90万円を上限とする。ただし、複数の町内会、自治会等により構成される団体又は複数の町内会、自治会等の区域をその区域として構成されるPTAにあつては、1年度につき90万円に当該町内会、自治会等の数を乗じて得られる額を上限とする。

(団体の登録)

第6条 奨励金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、市長が別に定める日までに古紙等資源回収活動団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、市長の登録を受けなければならない。

- 2 登録の有効期間は、次項の規定により登録した日からこの要綱が失効する日の前日までとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときはその内容を審査し、登録することを決定したときは、古紙等資源回収活動団体登録簿（様式第2号。以下「登録簿」という。）に記載して登録するとともに、その旨を古紙等資源回収活動団体登録通知書（様式第3号）により申請団体に通知するものとする。
- 4 前項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、登録事項に変更があったとき、又は古紙等資源の回収活動を廃止したときは、速やかに古紙等資源回収活動団体登録事項変更届書（様式第4号）又は古紙等資源回収活動廃止届出書（様式第5号）により市長にその旨を届け出なければならない。
- 5 市長は、前項の届出を受けたときはその内容を確認のうえ登録簿の登録事項を変更し、又は登録簿の記載を抹消して登録団体の登録を取り消すものとする。
- 6 第2項の規定にかかわらず、登録団体が、次条の規定による報告を1年間行わない場合は、市長は、登録簿の記載を抹消して当該登録団体の登録を取り消すことができる。

（実施報告及び交付申請）

第7条 登録団体は、古紙等資源の回収を実施したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに古紙等資源回収活動実施報告書兼古紙等資源回収活動奨励金交付申請書（様式第6号）を市長に提出して古紙等資源の回収活動の実施状況を報告するとともに、奨励金の交付を申請しなければならない。

- (1) 4月から9月までの古紙等資源の回収活動分 10月11日
- (2) 10月から3月までの古紙等資源の回収活動分 3月末日

（奨励金の交付）

第8条 市長は、前条の報告及び申請があったときはその内容を審査するものとし、審査の結果適当と認めるときは、古紙等資源回収活動奨励金交付通知書（様式第7号）によりその旨を当該登録団体に通知したうえ奨励金を交付するものとする。

（奨励金の返還等）

第9条 市長は、前条の規定により奨励金の交付を受けた登録団体が、次の各号の一に該当するときは、奨励金を返還させるとともに、登録簿の記載を抹消して当該登録団体の登録を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な行為により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) その他不適当と認められる事実があったとき。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の静岡市古紙等資源回収活動報奨金 交付要綱（平成2年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）の規定により、旧要綱第5条第2項の規定にかかわらず、古紙等資源回収活動団体の登録を受けていた団体は、この要綱の相当規定により登録を受けた団体とみなす。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

3 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町資源ごみリサイクル活動奨励金交付要綱（平成10年4月1日施行）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

古紙等資源回収活動団体登録申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

団体の名称

住所又は所在地

代表者氏名

静岡市古紙等資源回収活動奨励金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり登録を申請します。

登録事項

（1）団体の名称

（2）所在地又は代表者の住所

（3）代表者の職名及び氏名

（4）電話番号（ ）

（注）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利法人等の団体は、次の書類を添付すること

- 1 法人登記簿及び定款の写し
- 2 団体の構成員の住所及び氏名を記載した名簿

（備考）活動概要

（1）活動地域（範囲）

（2）回収活動回数 年 回（ 年 月より開始）

（3）団体構成員数

（4）古紙引渡先 古紙業者名：

（5）回収方法（該当個所に○印を付けてください。）

- ・古紙業者に依頼（業者名 ）
- ・登録団体役員による回収
- ・その他（ ）

（6）主な回収品目 新聞・雑誌・段ボール・繊維類・その他（ ）

※事業所から排出される古紙等資源は対象となりません。

様式第3号（第6条関係）

古紙等資源回収活動団体登録通知書

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 閣

年 月 日付で申請のありました古紙等資源回収活動団体の登録については、静岡市古紙等資源回収活動奨励金交付要綱第6条第3項の規定により次のとおり登録したので通知します。

なお、登録事項に変更が生じたとき、又は回収活動を廃止したときは、速やかに古紙等資源回収活動団体登録事項変更届出書又は古紙等資源回収活動廃止届出書によりその旨を届け出てください。

1 登録番号 登録第 号

2 登録年月日 年 月 日

様式第4号（第6条関係）

古紙等資源回収活動団体登録事項変更届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

登録番号 登録第 号
団体の名称
職 名
代表者氏名

古紙等資源回収活動団体登録事項に変更が生じたので、静岡市古紙等資源回収活動奨励金交付要綱第6条第4項の規定により届け出ます。

代 表 者
変更事項 送 付 先 の変更
そ の 他 ()

変更前	
変更後	(代表者、送付先の変更内容) ※住所 ※氏名 ※TEL ー
	(その他の変更内容)

(注) 代表者及び送付先が変更になった場合、変更後の住所・氏名・連絡先を必ずご記入してください。

様式第5号（第6条関係）

古紙等資源回収活動廃止届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

登録番号 登録第 号
団体の名称
代表者職名
氏名

古紙等資源回収活動を廃止したので、静岡市古紙等資源回収活動奨励金交付要綱第6条第4項の規定により届け出ます。

年 月 日

古紙等資源回収活動実施報告書

兼古紙等資源回収活動奨励金交付申請書

（宛先）静岡市長

登録番号 登録第 号

団体の名称

職 名

代表者氏名

静岡市古紙等資源回収活動奨励金交付要綱第7条の規定により、古紙等資源回収活動の実施状況を報告するとともに、奨励金の交付を申請します。

1 年度 月から 月までの資源回収活動実施状況
実施回数 回（内訳は、別紙のとおり）

2 奨励金交付申請

（1）申請額 円

内 訳	交付対象資源総量	kg × 4円（10円未満切捨て）
-----	----------	-------------------

3 奨励金の受領方法（注）

（1）次の口座へ振り込んでください。

（2）次の口座名義者に受領を委任しますので、次の口座に振り込んでください。

金融機関名

口座種類

口座番号

フリガナ

口座名義

4 主な回収先（ ）

5 添付書類 古紙等資源回収活動内訳書

（注）該当の番号欄を○で囲んでください。

様式第7号（第8条関係）

古紙等資源回収活動奨励金交付通知書

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付で申請のあった古紙等資源回収活動奨励金については、次のとおり交付しますので、静岡市古紙等資源回収活動奨励金交付要綱第8条の規定により通知します。

交付金額 円